



\*学校便り作成にあたり、生徒の文章や写真を使用する場合があります。長田中学校個人情報取扱規程を遵守しておりますが、お気付きの点がありましたら学校までご連絡ください。

## 今年の漢字は「税」、あなたが選ぶ今年の漢字は・・・ ～国民の三大義務は「〇〇の義務」「□□の義務」「納税の義務」～

日本漢字能力検定協会は12日(火)、今年の世相を表す漢字を発表しました。世界文化遺産の清水寺での発表は、年末の風物詩の一つになっています。

コロナ禍が収束し、日常が戻ってきた2023年。ワールド・ベースボール・クラシック、ラグビーワールドカップ、阪神タイガースの日本シリーズ制覇などスポーツの話題で盛り上がるが多かった一方で、物価の高騰が続く中、防衛費増額のための増税議論が持ち上がったたり、インボイス制度が導入されたりと1年を通じて税にまつわる話題が途切れることがありませんでした。そんな今年の漢字は「税」に決まりました。今年1年の学校生活を振り返って、生徒のみなさんならどの漢字を選びますか。



【「今年の漢字」に選ばれた「税」を揮毫する清水寺の森清範貫主 京都市東山区(時事)】

ところで、生徒のみなさんは「国民の三大義務」を知っていますか。もちろん公民を学習している3年生は即答できると思います。憲法上、国民の義務として規定されているのは「〇〇の義務」「□□の義務」「納税の義務」の3つです。今年の漢字「税」にちなんで「納税の義務」について、お話しします。



「納税の義務」は、憲法30条に規定されています。

憲法30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

この条文にあるように、国民の税金は、法律によって定めなければならないのが原則となり、これを、「租税法律主義」といいます。法律は、私たちの代表者で構成される国会で作ることになります。この原則は「税金は、税金を課される私たち自身で決める」ということなので、自分の首を自ら絞めるような、必要以上に重たい税金を課せられることはなくなるはずという原則になります。

この「納税の義務」が「〇〇の義務」「□□の義務」と決定的に違うのは、〇〇と□□の義務が、いずれも、義務と並んで権利も規定しているのに対して、この納税の義務には、権利規定がないということです。この点については、世界の潮流として、「納税を権利としてとらえる」という考え方が意識されつつあります。租税法律主義が実質的にも十分に機能していれば、必要以上の重税を課されることはないということになるはずですが、「納税が義務である」ということを強調しすぎると、なんでもかんでも、むやみやたらに、「義務」だからといって重い税金を課してくるという可能性が高くなってきます。行政が力をつけ、国会の意思が行政に支配されていくと、その可能性はますます強くなります。そうならないためにも、「納税することが権利」であるという意識を持つことが必要になってきます。

欧米諸国では、それらの危険性が意識され、納税者の権利を保障するものとして、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどでは「納税者権利憲章」を制定しています。日本においても、「私たち国民には、適切な税金を納税する権利がある」という認識が強くなっていけば、近い将来、納税が権利であるという憲章ができるかもしれません。



これらの義務は、私たちが豊かな社会生活を送るためには必要不可欠なもので、やりたくないことを、強制的に無理矢理やらされるというものではありません。私たち自身のために、守っていかねばならない義務。それが、憲法上における「国民の三大義務」です。

【知っ得！身近な法律 Q&A 参照】